

○国立大学法人金沢大学職員給与規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 2 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 33 条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の給与については、それぞれ当該各号の規程に定める。

(1) 年俸制の適用を受ける教員のうち、平成 31 年 3 月 31 日以前に年俸制適用教員として学長が決定した者 国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程

(2) 年俸制の適用を受ける教員(第 1 号及び第 5 号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間において、採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者並びに令和 4 年 6 月 1 日以降に採用され、学長が特に認めた者 国立大学法人金沢大学 2 号年俸制適用教員の給与等に関する規程

(3) 年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。) 国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程

(4) 専門業務職員 国立大学法人金沢大学専門業務職員の給与等に関する規程

(5) 年俸制の適用を受ける教員(第 1 号及び第 2 号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、原則として、令和 4 年 1 月 1 日以降に国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第 8 条の規定により学長の承認を得て令和 4 年 4 月 1 日以降に採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者 国立大学法人金沢大学第 3 の年俸制適用教員の給与等に関する規程

第 2 条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の法令等の定めるところによる。

第 3 条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 職員の本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

3 職員(就業規則第 19 条及び第 19 条の 2 に定める職員(以下「再雇用職員等」という。)及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、ベースアップ評価料手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。

- 4 再雇用職員等の諸手当は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、本給の調整額、期末手当及び勤勉手当とする。
- 5 外国人研究員の諸手当は、地域手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

- 第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（資格取得手当、専門看護師手当、認定看護師手当及び手術部看護業務手当に限る。）、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、クロスアポイントメント手当、ベースアップ評価料手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額を原則として毎月17日（以下この項から第3項までにおいて「支給日」という。）に支給する。
- 2 特殊勤務手当（前項に掲げる特殊勤務手当を除く。）、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分を原則として翌月の支給日に支給する。
 - 3 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日（その日が休日（就業規則第50条第2号に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、支給日の翌々日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。
 - 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において「支給日」という。）に支給する。支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
 - 5 研究代表者等特別手当は、12月10日（この項において「支給日」という。）に支給する。支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表(別表第1(1))
 - イ 一般職本給表(一)
 - ロ 一般職本給表(二)
 - (2) 教育職本給表(別表第1(2))
 - イ 教育職本給表(一)
 - ロ 教育職本給表(二)
 - ハ 教育職本給表(三)
 - (3) 医療職本給表(別表第1(3))
 - イ 医療職本給表(一)
 - ロ 医療職本給表(二)
- 2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

- (1) 第1号イ 事務職員及び技術職員
 - (2) 第1号ロ 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手等
(第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者
 - (3) 第2号イ 教授、准教授、講師、助教、助手及び外国人研究員
 - (4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
 - (5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭
 - (6) 第3号イ 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士、救急救命士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
 - (7) 第3号ロ 保健師、助産師、看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
- 3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
 - 4 再雇用職員の本給月額、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
 - 5 定年前再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者の受ける本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者(以下「採用者」という。)の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮し決定するものとする。

- 2 採用者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別に定める在級期間表等に従い決定するものとする。
- 3 前項により職務の級が決定された者の号給は、その決定された職務の級の号給が別表第2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは別に定める号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。
- 4 その他初任給に必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは、その者の資格及び職責に応じて、1級上位に昇格することがある。ただし、育児支援等事務職員及び再雇用職員等を除く。

- 2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他昇格に必要な事項は、別に定める。

(降格)

第8条 職員が就業規則第9条及び第9条の2の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させることがある。

2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。

3 その他降格に必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、教育職本給表（一）の適用を受ける者にあつては、原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし、昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

4 その他昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第9条の2 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第10条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に学長が必要と認める場合には、昇給させることがある。

2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給の時期)

第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。

(1) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日

(2) その他特に学長が必要と認める場合 その都度定める日

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の者にあつては、3,500 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第 13 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、別表第 5 に定める額とする。
- 3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第 14 条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100 分の 3
東京都のうち特別区	100 分の 20
愛知県名古屋市	100 分の 14

- 2 地域手当の月額は、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額（以下この条において「本給等の合計額」という。）に、前項の表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）が、その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き 6 月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合（ただし、その支給割合が 6 月を超える期間受けていない場合にあつては、当該異動の前日から 6 月遡った日の前日までの間において受けていた最も低い支給割合をいい、当該地域に係る別に定める支給割合を超える場合は、別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間）、

本給等の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた機関において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給から3年を経過していないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に給与法第11条の3第3項の人事院規則で定める級地又は同条の人事院規則で定める割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広

域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が5日未満の職員にあつては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。
- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円
 ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円
 フ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円
 ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員にあつては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額の合計額(その額が 150,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額とする。

3 通勤手当は、前項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を 1 月毎に支給する。

4 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1 箇月

(3) 自動車等 1 箇月

5 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第 17 条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が 100 キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000 円

500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	40,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000 円
2,500 キロメートル以上	70,000 円

- 3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(特別拠点手当)

第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属(併任を含む。)する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長(以下この条において「所長」という。)の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。

- 2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(共同研究業績手当)

第18条の3 共同研究業績手当は、金沢大学共同研究取扱規程第3条第1項第2号及び第3号の規定に基づき企業等が負担する共同研究を担当する教員の人件費の額の範囲内で、当該共同研究を担当する教員に支給することができるものとする。

- 2 その他共同研究業績手当に関し必要な事項は、別に定める。
(高度技術手当)

第18条の4 高度技術手当は、高度な技術を有する者として、金沢大学総合技術部高度技術職員認定制度に関する規程第4条の規定によりエバンジェリスト、マイスター及び高度技術専門職員(以下「高度技術専門職員等」という。)に認定された技術職員に支給する。

- 2 高度技術手当の月額、次の各号に定める額とする。
 - (1) エバンジェリスト及びマイスター 本給の月額に 100 分の 14 の割合を乗じて得た額
 - (2) 高度技術専門職員
 - ア 1 級 5,000 円
 - イ 2 級 3,000 円
 - ウ 3 級 1,000 円
- 3 高度技術手当は、高度技術専門職員等に認定された年度に限り支給する。
- 4 その他高度技術手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(医療体制支援手当)

第 18 条の 5 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、医療体制支援手当を支給する。

- (1) 一般職本給表（一）適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者
 - (2) 医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）適用職員
- 2 医療体制支援手当の額は、月額 8,000 円とする。
 - 3 その他医療体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(幼児教育体制支援手当)

第 18 条の 6 学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用職員に、当分の間、幼児教育体制支援手当を支給する。

- 2 幼児教育体制支援手当の額は、月額 9,000 円とする。
- 3 その他幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(研究代表者等特別手当)

第 18 条の 7 研究代表者等特別手当は、金沢大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人件費の支出により確保された財源にかかる取扱要項に基づき、研究代表者又は研究分担者である職員(以下「PI 等」という。)が競争的研究費の直接経費から人件費を支出し、インセンティブとして当該手当の支給を希望する場合に、当該 PI 等に対し支給する。

- 2 その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(クロスアポイントメント手当)

第 18 条の 8 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人金沢大学クロスアポイントメントに関する規程に基づくクロスアポイントメント協定（以下「協定」という。）により、本学の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手先機関」という。）の職員として雇用され、本学及び相手先機関の業務に従事する職員に支給できるものとする。

- 2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と相手先機関との協議により決定する。ただし、手当の支給総額は、協定期間において、前項に規定する職員がクロスアポイントメントの適用を受けずに当該相手先機関で採用されたと仮定した場合の給与額に相当する額に当該相手先機関における業務の割合を乗じて得た額と、当該職員の本学の給与額に当該割合を乗じて得た額との差額の範囲内とすることを原則とする。

- 3 クロスアポイントメント手当は、相手先機関がその必要経費及び支給に伴う事業主負担額を負担する場合に限り、本学から支給する。
- 4 クロスアポイントメント手当の支給に関し、前2項により難い事情が生じた場合は、本学と相手先機関との協議により決定する。

(ベースアップ評価料手当)

第18条の9 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、ベースアップ評価料手当を支給する。

- (1) 一般職本給表(一)適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者
 - (2) 医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)適用職員
- 2 ベースアップ評価料手当の額は、月額8,000円とする。
 - 3 その他ベースアップ評価料手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外・休日労働手当)

第19条 就業規則第46条に規定する勤務時間(短時間再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあっては当該職員の1週間当たりの勤務時間をいい、以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。))である場合は、100分の150の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第50条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第51条の規定により割り振られた休日及び同規則第52条第1項に規定する代休日を含む。))において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第51条の規定により勤務を命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の160の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超える勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(以下「1日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間、及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第46条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の支給割合(その勤務が深夜である場合は、100分の125の支給割合)を乗じて得た額を支給する。
- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する100分の100の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21

条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び前項の支給割合に100分の25を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。

- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額、特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額、特別拠点手当の月額、高度技術手当の月額、医療体制支援手当の月額、幼児教育体制支援手当の月額及びベースアップ評価料手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当(ただし、別に定める手当に限る。)を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定による額に加算した額とする。

- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(オンコール手当)

第22条 オンコール手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員、臨床工学技士及び診療放射線技師(以下この条において「医師等」という。)が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第15号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 オンコール手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 教育職本給表(一)適用職員 待機1回につき15,000円

(2) 臨床工学技士及び診療放射線技師 待機1回につき1,500円(ただし、休日は1,000円)

- 3 オンコール手当には、第 19 条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、待機を命ぜられた医師等が救急患者等の診療業務に従事した場合、当該従事した時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、オンコール手当の額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
(管理職特別勤務手当)

第 23 条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、別表第 5 に掲げる職務区分に応じ、勤務 1 回につき次に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が 6 時間を超える勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合

- イ I 種適用職員 10,000 円
- ロ II 種適用職員 8,500 円
- ハ III 種適用職員 7,000 円
- ニ IV 種適用職員 6,000 円
- ホ V 種適用職員 5,000 円
- ヘ VI 種適用職員 4,500 円
- ト VII 種適用職員 4,000 円

(2) 第 2 項に規定する場合

- イ I 種適用職員 5,000 円
- ロ II 種適用職員 4,300 円
- ハ III 種適用職員 3,500 円
- ニ IV 種適用職員 3,000 円
- ホ V 種適用職員 2,500 円
- ヘ VI 種適用職員 2,000 円
- ト VII 種適用職員 1,500 円

- 4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

第 24 条 本給の調整額は、別表第 6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第 6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得

た額とする。ただし、その額が本給月額額の 100 分の 25 を超えるときは、本給月額額の 100 分の 25 に相当する額とする。

- 3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第 25 条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後 35 年以内の期間支給する。

- (1) 医薬保健研究域
- (2) 附属病院
- (3) がん進展制御研究所
- (4) 保健管理センター
- (5) 疾患モデル総合研究センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
- (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合

- 2 初任給調整手当の月額額は、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表第 7 に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を 1 年目とし、その年の 4 月 1 日から起算する。

- 3 初任給調整手当は、第 37 条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。

(義務教育等教員特別手当)

第 26 条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の別に応じて、別表第 8 に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあつては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第 8 に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

- 3 この条による手当は、職員の給与が第 37 条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

(教職調整額)

第 27 条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の 1 級又は 2 級である者には、その者の本給月額額の 100 分の 4 に相当する額を支給する。

- 3 この条による手当は、職員の給与が第 37 条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

- 4 教職調整額には、第 19 条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、教職調整額の支給を受ける者が、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、教職調整額の支給額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
- 6 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第 28 条及び第 29 条 削除

(期末手当)

第 30 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 20 条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第 3 項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第 4 条第 2 項に定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第 9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第 9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第 9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員等
6 月 1 日	100 分の 125	100 分の 105	100 分の 70
12 月 1 日	100 分の 125	100 分の 105	100 分の 70

*特定幹部職員とは、一般職本給表(一)7 級以上、教育職本給表(一)5 級及び医療職本給表(二)6 級以上で、管理職手当支給細則第 2 条に規定する職務区分の I 種の職員をいう。

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 就業規則第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号、第 9 号及び第 10 号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- ロ 就業規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされている職員
- ハ 就業規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定に該当して休職にされている職員
- ニ 就業規則第 65 条により育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇、特別休暇、病気休暇、業務上傷病休職等を含む。)がない職員

- ホ 就業規則第 72 条第 1 項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員
- ヘ 就業規則第 66 条の 2 の規定により休業している職員
- (2) 基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員に限る。)となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第 20 条の規定により解雇された場合(同条第 1 号に該当して解雇された職員を除く。)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第 72 条の規定により懲戒解雇された場合
 - (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (4) 第 5 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。
 - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 7 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民の信頼を

確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第8項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職区分に応じて別表第10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第 31 条第 1 項に規定する職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 (前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。))にあつては、100 分の 125) を乗じて得た額の総額
- (2) 再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 就業規則第 12 条に該当する職員(就業規則第 12 条第 1 項第 1 号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第 12 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)
 - ロ 就業規則第 65 条に該当する職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - ハ 就業規則第 72 条第 2 項第 3 号に該当する職員
 - ニ 就業規則第 66 条の 2 の規定に該当する職員
 - (2) 基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であつた者
 - ロ 第 30 条第 3 項第 2 号ロ及びハに掲げる者
- 5 前条第 4 項から第 8 項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 32 条 削除

(休職者の給与)

- 第 33 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第 12 条第 1 項第 1 号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。
 - 3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の 1 年以内(就業規則第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において 1 年以内)の期間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の 100 分の 80 以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法(昭和 33 年 5 月 1 日法律第 128 号)第 66 条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組合定款第 24 条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。
 - 4 職員が就業規則第 12 条第 1 項第 2 号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。

- 5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額を支給する。
- 6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給する。
- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職(前9項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項、第4項及び第7項の規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

(国際機関等への派遣職員の給与)

第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。

- (1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80

100 分の 15 から 100 分の 19 まで	100 分の 85
100 分の 20 から 100 分の 24 まで	100 分の 90
100 分の 25 から 100 分の 29 まで	100 分の 95
100 分の 30 以上	100 分の 100

(2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当，配偶者手当及び住居手当の月額とは，当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に，在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和 27 年法律第 93 号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお，算出に当たっては，在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和 62 年外務省令第 6 号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
1 号	9 級以上	5 級以上	4 級以上	8 級以上	6—9 以上
2 号	7 級以上	4 級以上	3 級以上	7 級以上 6 級以上	6 級以上
3 号	6 級以上			5 級以上	5 級以上
4 号	5 級以上		2—49 以上		
5 号	4 級以上	3 級以上	2—41 以上	4 級以上	4-5 以上
6 号	3 級以上	2—13 以上	2—25 以上	3 級以上	4 級以上 3—5 以上
7 号	2 級以上	2 級以上	2—9 以上	2—9 以上	3 級以上 2—21 以上
8 号	1 級以上		2 級以上	2 級以上	2 級以上

注) 教育職(一)2—13 以上とは，2 級 13 号給以上ということを表す。

- (3) 第 1 号の適用に当たって，給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし，この場合における換算は，当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし，第 1 号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は，7 日前程度までの相場とすることがある。
- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は，当該更新の日を派遣の日とみなし，前号により再決定するものとする。
- (5) 第 1 号又は前号により決定された支給割合は，当該期間中は変更しないものとする。ただし，特別の事情により変更する必要があると学長が認めるときは，この限りではない。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について，その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により，前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると学長が認めるときは，同項本文の規定にかかわらず，当該職員に本給等のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
- 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により，給与を支給することが著しく不適当である(第 1 項の規定による給与を支給することが当該職員の派

遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。

4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。

5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。

イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等

ロ 派遣先の機関の名称及び所在地

ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)

ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由

ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨を明記すること。)

ヘ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出
(育児休業等の給与)

第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。

(2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本給月額は、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(2) 第13条(管理職手当)、第18条の4(高度技術手当)、第24条(本給の調整額)、第25条(初任給調整手当)、の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。

(3) 第30条第2項の期末手当基礎額は、前2号を適用しないものとして得られる額とする。

(4) 第31条第2項の勤勉手当基礎額は、第1号及び第2号を適用しないものとして得られる額とする。

3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

第 36 条 就業規則第 66 条の規定により介護休業をする職員の給与については、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第 30 条及び第 31 条の規定による。

2 職員が就業規則第 66 条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第 37 条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項及び第 35 条第 1 項第 2 号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に 1 時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第 37 条の 2 前条の規定にかかわらず、職員が傷病のため療養する必要がある、当該病気休暇等(就業規則第 61 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由による病気休暇を除く。以下同じ。)の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1 日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次頁において同じ。)につき、本給の半額を減ずる。

2 傷病が治癒し、同一傷病以外の病気休暇等が引き続いている場合(就業規則第 61 条第 4 項から第 8 項に規定する同一傷病における通算期間について準用する。)においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

3 前 2 項の規定により、本給の半額が減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。

(日割計算)

第 38 条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前 4 項の規定は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特別拠点手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当及びベースアップ評価料手当の支給について準用する。

(端数計算)

第 39 条 第 19 条及び第 20 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外・休日労働手当又は夜間勤務手当並びに第 35 条から第 37 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第 40 条 この規程により計算した確定金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第 41 条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法第 24 条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 その他給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第 42 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第 43 条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成 16 年規則第 11 号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第 2 項の規定により、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。

(1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成 16 年 12 月 2 日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第 3 項の適用を受けた者にあつては、平成 17 年 2 月 28 日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

年度	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
平成16年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円
平成17年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円
平成18年度	11,560円	8,300円	1,820円	0円
平成19年度	5,560円	2,300円	0円	0円

(注)

- イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第2項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。
- ロ 「扶養親族」とは、第12条に規定する扶養親族であって、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。
- ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。
- ニ 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1世帯を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているものをいう。
- (2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。
- イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において、基準日に「扶養親族が3人以上ある職員」又は「扶養親族が1人又は2人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)
- ロ 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の職員
- ハ 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- ニ 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員
- ホ 就業規則第65条の規定により休業している職員
- ヘ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
- ト 教育職員人事規程第15条第1項の規定により休業している職員
- (3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。
- イ 旧基準日以降、交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち、採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第9項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者 次に掲げる1)及び2)で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額

1) 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第9項から第16項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少なくなる額

2) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)

ロ 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第2条に規定する日日雇用職員、医員及び医員(研修医)として在職し、旧基準日以降、引き続き職員に採用された者(3月30日に任期満了により退職し、同年4月1日に採用となった者を含む。) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)

(4) 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、第1号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額とする。

(5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、第1号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第47条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

イ 基準日において第2号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員となった場合

ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合

ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に支給対象外職員となった場合

ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合

3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を乗じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

改正 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において別表第 1 の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え)

- 4 切替日の前日において別表第 1 の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成 21 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(前項の権衡職員)

- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第 24 条(本給の調整額)第 2 項, 第 26 条(義務教育等教員特別手当)第 2 項及び第 27 条(教職調整額)第 2 項の適用については, 各項中「本給月額」とあるのは, 「本給月額と平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 6 項から第 8 項までの規定による本給の額との合計額」とする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における昇給の号給数)

- 10 規程第 9 条に規定する昇給の号給数は, 別表第 4 にかかわらず, 平成 19 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までにあっては, 附則別表第 2 に掲げる号給数とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 11 切替日に昇格又は降格した職員については, 当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第 7 条又は第 8 条の規定を適用する。

(平成 19 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)

- 12 平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については, 支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは, 「100 分の 1」, 「100 分の 18」とあるのは「100 分の 13」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第 14 条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の第 14 条第 1 項に定める支給地域に在勤する者が第 14 条第 4 項に規定する異動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第 14 条の規定の適用については, 異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
一般職本給表(二)		10 級
	3 級	3 級
	4 級	

	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第 2(附則第 10 項関係)

昇給区分		A	B	C	D	E
平成 20 年 1 月から平成 22 年 1 月まで	特定職員(55 歳未満の者)	7	5	2	1	0
	一般職員(特定職員以外の職員で 55 歳未満の者)	7	5	3	1	0
	55 歳以上の職員(一般職(二)本給表適用職員にあつては 57 歳以上)	3	2	1	0	0
平成 19 年 1 月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員の 55 歳以上	2	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5		2	1 又は 0	
	一般職員の 55 歳(一般職(二)は 57 歳)以上	2		0	0	

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 施行日前から引続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第 13 条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。
(平成 20 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 平成 20 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」に、「100 分の 18」とあるのは「100 分の 14.5」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 平成 20 年 3 月 31 日までの間については、給与規程第 14 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。
- 6 第 14 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。
- 7 施行日前から在職する助手のうち、施行日前に第 24 条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で、施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 19 年 12 月 1 日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。
(平成 19 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 19 年 12 月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」に、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」に、別表第 10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	131.5%	105.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	113%	87.5%
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	86%	66%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	56%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	46%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	36%

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成 21 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 16」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 17」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当の期別支給割合は、第 30 条第 2 項表中

6 月 1 日	100 分の 140	100 分の 120	100 分の 75
---------	------------	------------	-----------

を

6 月 1 日	100 分の 125	100 分の 110	100 分の 70
---------	------------	------------	-----------

とする。

- 3 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の総額は、第 31 条第 3 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。
- 4 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	116%	97%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	99%	79.5%
勤務成績が良好な職員	82%	67%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	76%	61%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	63.5%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	45.5%	43%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%

イ 再雇用職員

区分	割合			
	特定幹部職員		その他の職員	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	45%	55%	35%	45%
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36%	45%	28%	37.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%

附 則

改正 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日(以下「切替日」という。)から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成 18 年改正規程第 618 号第 6 項の規定による額に 100 分の 99.76 を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、平成 22 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
(管理職手当に関する経過措置について)
- 平成 19 年 3 月 31 日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成 19 年改正規程第 844 号第 2 項の規定による額に 100 分の 99.76 を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。
(平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表中「100 分の 130」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 80」とする。
(平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 95」とする。
- 平成 21 年 12 月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	129%	97%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	110.5%	79.5%
勤務成績が良好な職員	92%	67%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	85%	61%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	43%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	33.5%

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 1788 号 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1(2)イ教育職本給表(一)その 2 及び別表第 5 については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(本給に関する経過措置について)

- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 24 年 6 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第 2 項に掲げる職員であつた者((2)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.59

(2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員 100 分の 99.83

- 3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項によって得られる本給月額)に 100 分の 98.5 を乗じて得られる額とする。

本給表	職務の級
一般職(一)	6 級
教育職(一)	5 級
教育職(二)	4 級
教育職(三)	4 級
医療職(一)	6 級
医療職(二)	6 級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第 5 に定める額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。
- 5 第 3 項の規定が適用される間、第 31 条第 3 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125(特定管理職員にあっては、100 分の 1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)
- 6 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 3 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。
(平成 22 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 7 平成 22 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表中「100 分の 137.5」とあるのは、「100 分の 135」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 115」とする。
(平成 22 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 8 平成 22 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 85」とし、附則第 5 項中「100 分の 1.0125」とあるのは「100 分の 0.975」と、「100 分の 1.3125」とあるのは「100 分の 1.275」とする。
- 9 平成 22 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	115%	90%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	98.5%	73.5%
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	63%	48%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	45%	40%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	28%	31%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6 月期	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	40%	35%
勤務成績が良好な職員	35%	30%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	32.5%	28%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%

(平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 10 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日において昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 22 年規程第 1480 号)附則第 3 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 21 年規程第 1370 号)附則第 2 項に掲げる職員であつた者 100 分の 99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34(端数計算)
- 3 前項の規定により本給月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(平成 24 年 7 月 1 日における号給の調整)
- 4 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 9 条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第 6 項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成 24 年 7 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給(同日において 30 歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2 号給)上位の号給とする。
(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)
- 5 平成 25 年 4 月 1 日において第 2 項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 7 月 1 日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けること

となる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 7 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、第35条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。
(委任)
- 8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、本給月額のほか、平成26年3月31日におけるその差額に相当する額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本給として支給する。
 - (1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」とする。
- 3 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	139.5%	114.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	119.5%	94%
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	91%	72%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	75%	61.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	53.5%	50.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31.5%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	43.5%
勤務成績が良好な職員	37.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	34.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 26

年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成27年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
（本給の切替えに伴う経過措置について）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1480号）附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。
（前項の権衡職員）
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
（本給の切替えに伴う経過措置による読み替え）
- 5 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項及び第35条第2項の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前3項の規定による本給の額との合計額」とする。
（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 6 平成28年3月31日までの間については、第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。
（広域異動手当に関する特例）
- 7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異

動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

(単身赴任手当の経過措置)

- 9 平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第 17 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 27 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 27 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは、「100 分の 105」とする。
- 3 平成 27 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	143%	118%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	122.5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	77%	63.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	54.5%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%

イ 再雇用職員

区 分	割合
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	46.5%

勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	33.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 27 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成 28 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(本給の調整額に関する経過措置について)
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における本給の調整額については、別表 6(1)の職員区分⑧の調整数欄中「1」とあるのは「2」と、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては「1.75」と、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては「1.5」とする。
(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第 8 を次の表とする。

(1) 教育職本給表（二）の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	3,900	5,000	10,100	13,500
5～8	4,100	5,200	10,400	13,800
9～12	4,200	5,500	10,700	14,100
13～16	4,400	5,800	11,100	14,400
17～20	4,700	6,000	11,400	14,800
21～24	4,900	6,200	11,700	15,100
25～28	5,100	6,600	11,900	15,300
29～32	5,400	7,100	12,200	15,500
33～36	5,600	7,400	12,600	15,800
37～40	5,800	7,700	12,900	15,900

41～44	6, 100	8, 300	13, 200	
45～48	6, 300	8, 600	13, 500	
49～52	6, 600	8, 900	13, 700	
53～56	6, 800	9, 600	14, 000	
57～60	7, 000	9, 900	14, 200	
61～64	7, 200	10, 200	14, 400	
65～68	7, 400	10, 500	14, 600	
69～72	7, 700	10, 800	14, 800	
73～76	7, 900	11, 100	14, 900	
77～80	8, 100	11, 400	15, 100	
81～84	8, 200	11, 600		
85～88	8, 400	11, 800		
89～92	8, 500	12, 200		
93～96	8, 700	12, 400		
97～100	8, 800	12, 600		
101～104	9, 000	12, 900		
105～108	9, 100	13, 100		
109～112	9, 200	13, 300		
113～116	9, 200	13, 400		
117～120	9, 400	13, 600		
121～124	9, 500	13, 700		
125～128	9, 600	13, 900		
129～132	9, 700	14, 000		
133～136	9, 800	14, 100		
137～140	9, 900	14, 100		
141～144	9, 900	14, 100		
145～148	10, 100	14, 100		
149～152	10, 200			
153	10, 300			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	3, 900	4, 200	8, 400	13, 500
5～8	4, 100	4, 500	8, 800	13, 800
9～12	4, 200	4, 700	9, 100	14, 100
13～16	4, 400	5, 000	9, 800	14, 400
17～20	4, 700	5, 200	10, 100	14, 800
21～24	4, 900	5, 500	10, 400	15, 100
25～28	5, 100	5, 800	10, 700	15, 300
29～32	5, 400	6, 000	11, 100	15, 500

33～36	5,600	6,200	11,400	15,800
37～40	5,800	6,600	11,700	15,900
41～44	6,100	7,100	11,900	
45～48	6,300	7,400	12,200	
49～52	6,600	7,700	12,600	
53～56	6,800	8,300	12,900	
57～60	7,000	8,600	13,200	
61～64	7,200	8,900	13,500	
65～68	7,400	9,600	13,700	
69～72	7,700	9,900	14,000	
73～76	7,900	10,200	14,200	
77～80	8,100	10,500	14,400	
81～84	8,200	10,800	14,600	
85～88	8,400	11,100	14,800	
89～92	8,500	11,400	14,900	
93～96	8,700	11,600	15,100	
97～100	8,800	11,800		
101～104	9,000	12,200		
105～108	9,100	12,400		
109～112	9,200	12,600		
113～116	9,200	12,900		
117～120	9,400	13,100		
121～124	9,500	13,300		
125～128	9,600	13,400		
129～132		13,600		
133～136		13,700		
137～140		13,900		
141～144		14,000		
145～157		14,100		

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,600	7,400	9,900
5～8	3,000	3,800	7,600	10,100
9～12	3,100	4,100	7,900	10,400
13～16	3,200	4,200	8,100	10,600
17～20	3,400	4,400	8,300	10,800
21～24	3,600	4,600	8,600	11,000

25～28	3, 800	4, 800	8, 700	11, 200
29～32	3, 900	5, 100	9, 000	11, 300
33～36	4, 100	5, 400	9, 200	11, 500
37～40	4, 300	5, 600	9, 400	11, 700
41～44	4, 500	6, 000	9, 700	
45～48	4, 600	6, 300	9, 900	
49～52	4, 800	6, 500	10, 100	
53～56	4, 900	6, 900	10, 200	
57～60	5, 100	7, 200	10, 400	
61～64	5, 300	7, 500	10, 600	
65～68	5, 400	7, 700	10, 700	
69～72	5, 600	7, 900	10, 800	
73～76	5, 700	8, 100	10, 900	
77～80	5, 900	8, 300	11, 100	
81～84	6, 000	8, 500		
85～88	6, 100	8, 700		
89～92	6, 300	8, 900		
93～96	6, 400	9, 100		
97～100	6, 500	9, 300		
101～104	6, 600	9, 400		
105～108	6, 700	9, 600		
109～112	6, 700	9, 700		
113～116	6, 800	9, 800		
117～120	6, 900	10, 000		
121～124	6, 900	10, 100		
125～128	7, 000	10, 200		
129～132	7, 100	10, 200		
133～136	7, 200	10, 300		
137～140	7, 200	10, 400		
141～144	7, 300	10, 400		
145～148	7, 400	10, 400		
149～153	7, 500			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	2, 900	3, 100	6, 200	9, 900
5～8	3, 000	3, 300	6, 400	10, 100
9～12	3, 100	3, 500	6, 700	10, 400
13～16	3, 200	3, 600	7, 100	10, 600
17～20	3, 400	3, 800	7, 400	10, 800

21～24	3,600	4,100	7,600	11,000
25～28	3,800	4,200	7,900	11,200
29～32	3,900	4,400	8,100	11,300
33～36	4,100	4,600	8,300	11,500
37～40	4,300	4,800	8,600	11,700
41～44	4,500	5,100	8,700	
45～48	4,600	5,400	9,000	
49～52	4,800	5,600	9,200	
53～56	4,900	6,000	9,400	
57～60	5,100	6,300	9,700	
61～64	5,300	6,500	9,900	
65～68	5,400	6,900	10,100	
69～72	5,600	7,200	10,200	
73～76	5,700	7,500	10,400	
77～80	5,900	7,700	10,600	
81～84	6,000	7,900	10,700	
85～88	6,100	8,100	10,800	
89～92	6,300	8,300	10,900	
93～96	6,400	8,500	11,100	
97～100	6,500	8,700		
101～104	6,600	8,900		
105～108	6,700	9,100		
109～112	6,700	9,300		
113～116	6,800	9,400		
117～120	6,900	9,600		
121～124	6,900	9,700		
125～128	7,000	9,800		
129～132		10,000		
133～136		10,100		
137～144		10,200		
145～148		10,300		
149～157		10,400		

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 28 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成 28 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 85」とあるのは、「100 分の 90」と、「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 110」と、「100 分の 40」とあるのは、「100 分の 42.5」とする。

- 3 平成 28 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	128.5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	47.5%
勤務成績が良好な職員	41%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	37.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	29%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 28 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成 28 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成 29 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 12 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 12 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項の規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の者（以下「教（一）5 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、第 5 項中「扶養親族（般（一）9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9 級以上職員から般（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（般（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族た

る父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職

員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり，及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と，第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡した日，般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と，第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号，第2号又は第7号」と，「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と，同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は，改正後の第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず，第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については，第3項中「扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）」と，「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級」とあるのは「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上」と，「教（一）5級職員等」とあるのは「般（一）8级以上職員等」と，「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と，第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり，及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と，第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡した日，般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となつ

た日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等が般（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等」と、「が教（一）5級職員等」とあるのは「が般（一）8級以上職員等」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員（引き続く病気休職の期間を含む）の引き続くその期間については、適用しない。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規定は平成29年10月6日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。
- （平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて）
- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」と、「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%

就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%
--	-------	-------

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	40%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第 72 条第 2 項 2 号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第 72 条第 2 項 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 29 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規定を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成 29 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 前項の規定については、平成 30 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 30 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成 30 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 92.5」とあるのは、「100 分の 95」と、「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 115」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」とする。
- 平成 30 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員

勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	53.5%
勤務成績が良好な職員	46%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	42.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	38.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	32.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	25.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 30 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成 30 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成 31 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 第15条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員（本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額（以下「旧手当額」という。））から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 3 令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは、「100分の117.5」とする。
- 4 令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	160.5%	136%
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	137.5%	112%
勤務成績が良好な職員	114.5%	94.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	100%	81%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	82.5%	69%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	59%	56.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35%	44%

(一時金の支給)

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成31年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に第15条の改正を除く新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支

給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、令和元年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

- 6 前項の規定については、令和2年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和2年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月期の期末手当の取扱いについて)

- 2 令和4年6月期の期末手当の取扱いについては、学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用教員にあつては、第30条第2項表中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
（令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについて）
- 2 令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の100」とあるのは、「100分の105」と、「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは、「100分の50」とする。
- 3 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%

就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和 4 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、令和 4 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、令和 5 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
(令和 5 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和 5 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表 12 月 1 日の項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 102.5」とあるのは、「100 分の 105」と、「100 分の 68.75」とあるのは、「100 分の 70」とする。
(令和 5 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 3 令和 5 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 102.5」とあるのは、「100 分の 105」と、「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 48.75」とあるのは、「100 分の 50」とする。
- 4 令和 5 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%

勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和 5 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあつては、令和 5 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 3 項の定めによるものとする。
- 前項の規定については、令和 6 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 当分の間、職員(教授、准教授、講師、助教、助手、校長及び園長を除く。)に対する次の各号に掲げる給与の額は、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給与の額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満

の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 本給月額
- (2) 管理職手当
- (3) 高度技術手当
- (4) 管理職特別勤務手当
- (5) 本給の調整額
- (6) 義務教育等教員特別手当

- 3 前項第 1 号に掲げる本給月額については、職員が 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日において、人事院規則 9-8（初任給，昇格，昇給等の基準）その他関係通知等を準用し再計算した場合に得られる本給月額とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
(就業規則第 9 条の 2 の適用を受ける職員の取扱いについて)
- 2 就業規則第 9 条の 2 の適用を受ける職員に対する給与のうち、当該者に適用される本給月額については、改正後の別表第 1 を適用し再計算する。
(令和 6 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 3 令和 6 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表 12 月 1 日の項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 127.5」と、「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 107.5」と、「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 71.25」とする。
(令和 6 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 4 令和 6 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 107.5」と、「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 127.5」と、「100 分の 50」とあるのは、「100 分の 51.25」とする。
- 5 令和 6 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員等以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	173%	149%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	148%	122.5%

勤務成績が良好な職員	123.5%	103.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	50%	50%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	40%

イ 再雇用職員等

区 分	割 合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	52.75%
勤務成績が良好な職員	49.25%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和 6 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額（就業規則第 9 条の 2 の適用を受ける職員に対する給与のうち、当該者に適用される本給月額については、改正後の別表第 1 を適用したものとみなし再計算した額とする。）と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあっては、令和 6 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 3 項の定めによるものとする。
- 前項の規定については、令和 7 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、別表第 1 に掲げる本給表の適用を受けていた職員のうち、同日においてその者が属していた職務の級が、次に定める級であったものの切替日における号給については、別に定める。

- 一般職（一） 3 級から 8 級まで
- 一般職（二） 1 級及び 3 級から 5 級まで
- 教育職（一） 3 級から 5 級まで
- 教育職（二） 3 級及び 4 級
- 教育職（三） 3 級及び 4 級
- 医療職（一） 3 級から 8 級まで
- 医療職（二） 3 級から 7 級まで

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 3 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級のものに対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（切替日前に異動のあった職員の地域手当に関する経過措置）

- 4 切替日の前日までに改正前の第 14 条第 3 項に規定する異動のあった職員については、同項本文中「から 3 年」とあるのは「から 2 年」と、同項ただし書中「から 3 年」とあるのは「から 2 年」と、同項第 1 号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「変更」とあるのは「変更又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）附則第 7 条第 1 項の人事院規則で定める級地の区分、同項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間（前 2 号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た割合」とあるのは

「(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

別表第1(第5条関係)

本給表

(1) 一般職本給表

イ 一般職本給表(一)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400			
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800			
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200			
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600			
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000			
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300			
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600			
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000			
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300			
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600			
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900			
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700				
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000				
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300				
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500				
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800				
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100				
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400				
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600				
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900				
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200				
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500				
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700				
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000				
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300				
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500				
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700				
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000				
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300				
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500				
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700				
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000				
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300				
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500				
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700				
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000				
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300				
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500				
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700				
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500					

75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800					
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000					
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200					
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500					
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800					
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000					
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200					
86	256, 000	297, 100	346, 000							
87	256, 300	297, 400	346, 400							
88	256, 600	297, 700	346, 800							
89	256, 900	298, 000	347, 000							
90	257, 200	298, 300	347, 400							
91	257, 500	298, 600	347, 800							
92	257, 800	299, 000	348, 200							
93	258, 100	299, 200	348, 400							
94		299, 400	348, 800							
95		299, 700	349, 200							
96		300, 100	349, 500							
97		300, 300	349, 800							
98		300, 600	350, 200							
99		301, 000	350, 600							
100		301, 400	351, 000							
101		301, 600	351, 500							
102		301, 900	351, 900							
103		302, 200	352, 300							
104		302, 500	352, 700							
105		302, 700	353, 200							
106		303, 000	353, 600							
107		303, 300	353, 900							
108		303, 600	354, 200							
109		303, 800	354, 700							
110		304, 200								
111		304, 600								
112		304, 900								
113		305, 100								
114		305, 300								

115		305, 600								
116		306, 000								
117		306, 200								
118		306, 400								
119		306, 700								
120		307, 000								
121		307, 400								
122		307, 600								
123		307, 900								
124		308, 200								
125		308, 500								
再雇用職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	528, 700

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職本給表(二)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	185, 700	227, 700	247, 600	280, 400	308, 100
2	187, 400	228, 500	248, 700	281, 100	309, 500
3	189, 100	229, 300	249, 700	281, 800	310, 800
4	190, 800	230, 100	250, 700	282, 500	312, 000
5	192, 500	230, 800	251, 700	283, 100	313, 000
6	194, 200	231, 600	252, 900	283, 700	314, 200
7	195, 800	232, 400	254, 000	284, 300	315, 400
8	197, 400	233, 200	255, 000	284, 900	316, 500
9	199, 000	234, 000	256, 100	285, 500	317, 600
10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100	318, 700
11	202, 000	235, 400	258, 000	286, 700	319, 800
12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200	320, 900
13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700	321, 900
14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200	323, 000
15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700	324, 100
16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100	325, 200
17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500	326, 200
18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900	327, 300
19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300	328, 400
20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700	329, 400
21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100	330, 400
22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500	331, 400
23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900	332, 400
24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300	333, 400
25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700	334, 400

26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100	335, 300
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500	336, 400
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900	337, 400
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300	338, 400
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800	339, 400
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300	340, 400
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800	341, 300
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300	342, 200
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800	343, 100
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300	344, 000
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800	344, 900
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300	345, 800
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	

66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		

106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		
108		270, 800	307, 100		
109		271, 100	307, 300		
110		271, 400	307, 600		
111		271, 700	307, 900		
112		271, 900	308, 100		
113		272, 100	308, 300		
114		272, 400	308, 600		
115		272, 600	308, 900		
116		272, 800	309, 100		
117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		
121		274, 100	310, 300		
122		274, 300	310, 600		
123		274, 600	310, 900		
124		274, 900	311, 100		
125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			
131		276, 600			
132		276, 900			
133		277, 100			
134		277, 300			
135		277, 600			
136		277, 900			
137		278, 100			
再雇用職員	197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

備考 自動車運転手，調理師，動物飼育員，実験助手，作業員及び看護助手の業務に従事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	217, 800	261, 400	340, 300	393, 600	466, 000
2	220, 300	263, 600	341, 900	395, 300	474, 200

3	222, 700	265, 700	343, 500	396, 700	482, 600
4	225, 100	267, 600	345, 000	398, 000	490, 800
5	227, 500	269, 400	346, 500	399, 200	498, 700
6	229, 900	270, 900	348, 100	400, 200	506, 200
7	232, 400	272, 400	349, 700	401, 200	513, 500
8	234, 800	273, 900	351, 300	402, 200	520, 500
9	237, 200	275, 700	352, 700	403, 100	526, 900
10	239, 000	277, 700	354, 700	404, 200	532, 300
11	240, 800	279, 700	356, 700	405, 300	537, 100
12	242, 600	281, 700	358, 700	406, 400	541, 500
13	244, 300	283, 700	360, 500	407, 500	544, 700
14	245, 900	285, 900	362, 100	408, 600	547, 600
15	247, 500	288, 000	363, 700	409, 700	550, 400
16	249, 000	290, 100	365, 300	410, 800	552, 800
17	250, 500	292, 000	366, 600	411, 900	554, 800
18	251, 900	294, 700	368, 100	413, 000	
19	253, 200	297, 400	369, 500	414, 100	
20	254, 600	300, 000	370, 800	415, 300	
21	255, 900	302, 600	372, 100	416, 300	
22	257, 400	305, 000	373, 300	417, 400	
23	258, 900	307, 400	374, 500	418, 500	
24	260, 400	309, 600	375, 600	419, 700	
25	261, 900	311, 800	376, 700	420, 600	
26	263, 600	313, 800	378, 100	421, 700	
27	265, 300	315, 800	379, 400	422, 800	
28	267, 000	317, 800	380, 700	423, 800	
29	268, 600	319, 800	382, 000	424, 800	
30	270, 500	321, 700	383, 300	425, 900	
31	272, 400	323, 600	384, 600	427, 000	
32	274, 300	325, 500	385, 900	428, 100	
33	276, 100	327, 300	387, 200	429, 100	
34	277, 300	329, 200	388, 400	430, 300	
35	278, 500	331, 100	389, 600	431, 500	
36	279, 600	333, 000	390, 700	432, 700	
37	280, 600	334, 700	391, 800	433, 400	
38	281, 600	335, 900	393, 000	434, 300	
39	282, 600	337, 000	394, 100	435, 200	
40	283, 600	338, 100	395, 200	436, 000	
41	284, 600	338, 700	396, 300	436, 800	
42	285, 700	339, 100	397, 500	437, 700	

43	286, 800	339, 500	398, 700	438, 600	
44	287, 700	339, 900	399, 800	439, 400	
45	288, 600	340, 500	400, 800	440, 100	
46	289, 600	341, 000	401, 800	441, 000	
47	290, 600	341, 500	402, 800	442, 000	
48	291, 500	341, 900	403, 700	442, 900	
49	292, 400	342, 300	404, 900	443, 800	
50	292, 900	342, 700	406, 300	444, 700	
51	293, 300	343, 100	407, 700	445, 700	
52	293, 900	343, 500	409, 100	446, 600	
53	294, 300	343, 900	409, 900	447, 600	
54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600	
55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500	
56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500	
57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400	
58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300	
59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200	
60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200	
61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000	
62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400	
63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000	
64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600	
65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300	
66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000	
67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300	
68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900	
69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300	
70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700	
71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100	
72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400	
73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700	
74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 100	
75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500	
76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800	
77	303, 900	353, 600	424, 300	462, 100	
78	304, 300	354, 100	424, 600	462, 500	
79	304, 700	354, 600	425, 000	462, 800	
80	305, 100	355, 100	425, 300	463, 100	
81	305, 400	355, 600	425, 600	463, 400	
82	305, 800	356, 300	426, 000	463, 800	

83	306, 200	357, 000	426, 300	464, 100	
84	306, 600	357, 700	426, 600	464, 400	
85	306, 900	358, 300	426, 900	464, 700	
86	307, 300	358, 900	427, 200		
87	307, 700	359, 500	427, 500		
88	308, 100	360, 100	427, 800		
89	308, 500	360, 600	428, 100		
90	308, 900	361, 000	428, 400		
91	309, 300	361, 400	428, 700		
92	309, 700	361, 800	429, 000		
93	310, 100	362, 200	429, 300		
94	310, 600	362, 600	429, 600		
95	311, 100	363, 100	429, 900		
96	311, 500	363, 500	430, 200		
97	311, 900	364, 100	430, 500		
98	312, 400	364, 600	430, 800		
99	312, 900	365, 000	431, 100		
100	313, 500	365, 500	431, 400		
101	313, 800	365, 900	431, 700		
102	314, 100	366, 400	432, 000		
103	314, 400	366, 700	432, 300		
104	314, 700	367, 100	432, 600		
105	315, 000	367, 600	432, 800		
106	315, 300	368, 000			
107	315, 600	368, 500			
108	315, 800	369, 000			
109	316, 100	369, 400			
110	316, 400	369, 900			
111	316, 800	370, 300			
112	317, 200	370, 700			
113	317, 500	371, 100			
114	317, 900	371, 500			
115	318, 200	371, 900			
116	318, 500	372, 300			
117	318, 700	372, 700			
118	319, 000	373, 100			
119	319, 400	373, 500			
120	319, 800	373, 900			
121	320, 000	374, 200			
122	320, 300	374, 600			

123	320, 600	375, 100			
124	321, 000	375, 400			
125	321, 200	375, 800			
126	321, 400	376, 300			
127	321, 700	376, 800			
128	322, 000	377, 200			
129	322, 200	377, 600			
130	322, 500	378, 100			
131	322, 900	378, 600			
132	323, 100	379, 100			
133	323, 300	379, 600			
134	323, 600	380, 100			
135	324, 000	380, 600			
136	324, 200	381, 100			
137	324, 400	381, 600			
138	324, 600	382, 100			
139	324, 800	382, 600			
140	325, 100	383, 100			
141	325, 500	383, 600			
142	325, 800				
143	326, 100				
144	326, 400				
145	326, 800				
146	327, 100				
147	327, 300				
148	327, 600				
149	328, 000				
150	328, 300				
151	328, 600				
152	328, 800				
153	329, 100				
154	329, 400				
155	329, 700				
156	330, 000				
157	330, 200				
再雇用職員	240, 100	288, 000	299, 000	321, 200	406, 100

備考 教授，准教授，講師，助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一)その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329, 000	0 年以上～2 年未満

2	370,000	2年以上～7年未満
3	410,000	7年以上～12年未満
4	447,000	12年以上～19年未満
5	483,000	19年以上～26年未満
6	520,000	26年以上～32年未満
7	545,000	32年以上

備考 外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

ロ 教育職本給表(二)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	199,900	246,300	376,800	451,900
2	202,200	247,800	378,300	453,700
3	204,500	249,200	379,700	455,500
4	206,700	250,600	381,100	457,300
5	208,900	252,000	382,500	458,900
6	211,200	253,200	384,000	460,600
7	213,400	254,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	386,900	464,200
9	217,800	257,000	388,200	465,900
10	220,000	258,200	389,700	467,500
11	222,200	259,500	391,200	469,000
12	224,400	260,800	392,700	470,500
13	226,600	262,100	394,100	472,000
14	228,700	264,000	395,600	473,300
15	230,800	265,800	397,100	474,600
16	232,900	267,600	398,600	475,900
17	235,000	269,300	400,000	477,100
18	236,800	271,500	401,600	477,800
19	238,500	273,700	403,200	478,500
20	240,200	275,900	404,700	479,200
21	241,900	278,100	405,900	479,800
22	243,200	280,300	407,300	
23	244,500	282,500	408,700	
24	245,800	284,600	410,000	
25	247,000	286,600	411,600	
26	248,200	288,500	413,000	
27	249,400	290,400	414,300	
28	250,600	292,200	415,700	
29	251,700	294,000	417,100	
30	252,900	295,900	418,400	

31	254, 100	297, 700	419, 900	
32	255, 300	299, 400	421, 400	
33	256, 400	301, 100	423, 000	
34	257, 700	302, 900	424, 400	
35	259, 000	304, 600	426, 000	
36	260, 300	306, 200	427, 500	
37	261, 700	307, 800	429, 200	
38	263, 100	309, 500	430, 700	
39	264, 400	311, 300	432, 300	
40	265, 700	313, 000	433, 900	
41	267, 000	314, 300	435, 400	
42	268, 000	316, 200	436, 900	
43	269, 000	318, 000	438, 100	
44	269, 900	319, 700	439, 300	
45	270, 600	321, 400	440, 500	
46	271, 400	323, 300	441, 800	
47	272, 200	325, 000	443, 000	
48	273, 000	326, 700	444, 200	
49	273, 800	328, 400	445, 300	
50	274, 600	330, 200	446, 500	
51	275, 300	332, 000	447, 700	
52	276, 100	333, 700	448, 900	
53	276, 900	335, 400	450, 100	
54	277, 700	336, 700	451, 300	
55	278, 500	338, 000	452, 500	
56	279, 300	339, 300	453, 700	
57	280, 000	340, 800	454, 800	
58	280, 600	342, 400	455, 400	
59	281, 400	343, 900	455, 900	
60	282, 300	345, 500	456, 400	
61	283, 100	347, 000	456, 900	
62	283, 700	348, 600		
63	284, 500	350, 200		
64	285, 200	351, 700		
65	286, 200	353, 200		
66	287, 000	354, 800		
67	287, 800	356, 400		
68	288, 500	357, 900		
69	289, 200	359, 400		
70	290, 000	361, 000		

71	290, 800	362, 600		
72	291, 500	364, 100		
73	292, 200	365, 600		
74	292, 900	367, 200		
75	293, 600	368, 800		
76	294, 200	370, 300		
77	294, 800	371, 800		
78	295, 500	373, 200		
79	296, 200	374, 600		
80	296, 800	375, 900		
81	297, 400	377, 200		
82	298, 100	378, 600		
83	298, 800	380, 000		
84	299, 500	381, 300		
85	300, 200	382, 400		
86	301, 000	383, 800		
87	301, 700	385, 100		
88	302, 400	386, 400		
89	303, 100	387, 600		
90	304, 000	388, 900		
91	304, 800	390, 000		
92	305, 600	391, 200		
93	306, 100	392, 400		
94	306, 900	393, 500		
95	307, 700	394, 700		
96	308, 500	395, 900		
97	309, 200	397, 300		
98	310, 000	398, 300		
99	310, 800	399, 300		
100	311, 500	400, 300		
101	312, 300	401, 200		
102	313, 200	402, 200		
103	314, 100	403, 300		
104	314, 900	404, 400		
105	315, 500	405, 100		
106	316, 300	406, 000		
107	317, 100	406, 900		
108	317, 900	407, 800		
109	318, 600	408, 600		
110	319, 000	409, 400		

111	319, 400	410, 200		
112	319, 900	411, 000		
113	320, 400	411, 600		
114	320, 800	412, 300		
115	321, 300	413, 000		
116	321, 700	413, 700		
117	322, 200	414, 300		
118	322, 700	414, 800		
119	323, 100	415, 200		
120	323, 600	415, 500		
121	324, 100	415, 800		
122	324, 500	416, 100		
123	325, 000	416, 400		
124	325, 500	416, 600		
125	326, 100	416, 800		
126	326, 400	417, 100		
127	326, 700	417, 400		
128	327, 000	417, 600		
129	327, 200	417, 800		
130	327, 500	418, 100		
131	327, 800	418, 400		
132	328, 000	418, 600		
133	328, 200	418, 800		
134	328, 400	419, 100		
135	328, 600	419, 400		
136	328, 900	419, 600		
137	329, 200	419, 800		
138	329, 400	420, 100		
139	329, 700	420, 400		
140	330, 000	420, 600		
141	330, 200	420, 800		
142	330, 400	421, 100		
143	330, 700	421, 400		
144	330, 900	421, 600		
145	331, 200	421, 800		
146	331, 400			
147	331, 700			
148	332, 000			
149	332, 200			
150	332, 400			

151	332, 700			
152	333, 000			
153	333, 200			
再雇用職員	238, 500	279, 100	336, 600	421, 900

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が３級である者の本給月額，この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	199, 900	220, 700	348, 700	435, 700
2	202, 200	223, 100	350, 200	437, 000
3	204, 500	225, 500	351, 700	438, 200
4	206, 700	227, 900	353, 200	439, 500
5	208, 900	230, 300	354, 600	440, 600
6	211, 200	232, 700	356, 000	441, 700
7	213, 400	235, 100	357, 400	442, 900
8	215, 600	237, 500	358, 800	444, 100
9	217, 800	239, 900	360, 200	445, 400
10	220, 000	241, 500	361, 500	446, 600
11	222, 200	243, 100	362, 800	447, 600
12	224, 400	244, 700	364, 100	448, 700
13	226, 600	246, 300	365, 300	449, 900
14	228, 700	247, 800	366, 600	450, 700
15	230, 800	249, 200	367, 800	451, 500
16	232, 900	250, 600	369, 000	452, 400
17	235, 000	252, 000	370, 200	453, 300
18	236, 800	253, 200	371, 400	453, 800
19	238, 500	254, 400	372, 600	454, 300
20	240, 200	255, 600	373, 700	454, 800
21	241, 900	257, 000	374, 800	455, 300
22	243, 200	258, 200	376, 000	
23	244, 500	259, 500	377, 200	
24	245, 800	260, 800	378, 300	
25	247, 000	262, 100	379, 400	
26	248, 100	264, 000	380, 600	
27	249, 200	265, 800	381, 800	
28	250, 300	267, 600	382, 900	
29	251, 500	269, 300	384, 000	

30	252, 800	271, 500	385, 200	
31	254, 000	273, 700	386, 400	
32	255, 200	275, 900	387, 500	
33	256, 300	278, 100	388, 600	
34	257, 500	280, 300	389, 800	
35	258, 700	282, 500	391, 000	
36	259, 900	284, 600	392, 200	
37	261, 100	286, 600	393, 400	
38	262, 300	288, 500	394, 700	
39	263, 500	290, 400	395, 900	
40	264, 700	292, 200	397, 100	
41	265, 900	294, 000	398, 300	
42	267, 000	295, 900	399, 600	
43	268, 100	297, 700	400, 600	
44	269, 200	299, 400	401, 700	
45	270, 200	301, 100	402, 900	
46	271, 000	302, 900	404, 100	
47	271, 800	304, 600	405, 300	
48	272, 600	306, 200	406, 500	
49	273, 300	307, 800	407, 600	
50	274, 100	309, 500	408, 600	
51	274, 800	311, 300	409, 900	
52	275, 500	313, 000	411, 100	
53	276, 300	314, 300	412, 300	
54	277, 100	316, 200	413, 400	
55	277, 900	318, 000	414, 500	
56	278, 600	319, 700	415, 600	
57	279, 300	321, 400	416, 600	
58	280, 100	323, 300	417, 800	
59	280, 900	325, 000	419, 000	
60	281, 600	326, 700	420, 200	
61	282, 200	328, 400	420, 800	
62	282, 900	330, 200	421, 600	
63	283, 600	332, 000	422, 300	
64	284, 200	333, 700	422, 800	
65	284, 900	335, 400	423, 100	
66	285, 600	336, 700	423, 400	
67	286, 300	338, 000	423, 800	
68	287, 000	339, 300	424, 200	
69	287, 700	340, 800	424, 500	

70	288, 500	342, 300	424, 900	
71	289, 200	343, 800	425, 200	
72	289, 900	345, 300	425, 500	
73	290, 400	346, 700	425, 800	
74	291, 100	348, 200	426, 200	
75	291, 800	349, 700	426, 500	
76	292, 400	351, 200	426, 800	
77	293, 000	352, 600	427, 100	
78	293, 700	354, 100	427, 400	
79	294, 300	355, 600	427, 700	
80	294, 900	357, 100	427, 900	
81	295, 500	358, 500	428, 100	
82	296, 100	359, 800		
83	296, 700	361, 100		
84	297, 300	362, 300		
85	297, 800	363, 500		
86	298, 300	364, 700		
87	298, 800	365, 900		
88	299, 300	367, 000		
89	299, 700	368, 100		
90	300, 300	369, 200		
91	300, 800	370, 300		
92	301, 300	371, 400		
93	301, 600	372, 500		
94	302, 100	373, 700		
95	302, 600	374, 800		
96	303, 000	375, 900		
97	303, 400	376, 900		
98	303, 900	377, 900		
99	304, 400	378, 800		
100	304, 800	379, 700		
101	305, 200	380, 500		
102	305, 600	381, 500		
103	306, 000	382, 400		
104	306, 300	383, 300		
105	306, 500	384, 100		
106	306, 800	385, 000		
107	307, 100	385, 900		
108	307, 300	386, 800		
109	307, 500	387, 600		

110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		
131		403, 500		
132		404, 000		
133		404, 300		
134		404, 600		
135		404, 900		
136		405, 200		
137		405, 500		
138		405, 800		
139		406, 100		
140		406, 400		
141		406, 700		
142		407, 000		
143		407, 300		
144		407, 600		
145		407, 800		
146		408, 100		
147		408, 400		
148		408, 600		
149		408, 800		

150		409, 100		
151		409, 400		
152		409, 600		
153		409, 800		
154		410, 100		
155		410, 400		
156		410, 600		
157		410, 800		
再雇用職員	229, 700	276, 000	330, 000	411, 900

備考

- (1) 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	188, 600	227, 400	263, 000	281, 800	315, 000	360, 700	415, 000	479, 100
2	190, 700	228, 700	263, 800	282, 600	316, 400	362, 400	416, 900	480, 400
3	192, 800	230, 000	264, 600	283, 400	317, 800	364, 000	418, 800	481, 700
4	194, 900	231, 300	265, 400	284, 100	319, 200	365, 600	420, 600	483, 000
5	196, 900	232, 500	266, 200	284, 800	320, 600	367, 200	422, 400	484, 200
6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200	368, 800	424, 000	485, 600
7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700	370, 400	425, 600	487, 000
8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200	372, 000	427, 100	488, 200
9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700	373, 600	428, 600	489, 600
10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300	375, 600	429, 900	490, 900
11	208, 300	239, 200	271, 000	289, 400	329, 800	377, 600	431, 200	492, 300
12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300	379, 600	432, 500	493, 700
13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800	381, 000	433, 800	495, 100
14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700	435, 000	496, 200
15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400	436, 200	497, 300
16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100	437, 300	498, 400
17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800	438, 500	499, 500
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300	439, 600	500, 400
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800	440, 800	501, 300
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300	442, 000	502, 200
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600	443, 100	503, 200
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900	443, 900	

23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200	444, 300	
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000	
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500	
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900	
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300	
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700	
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100	
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300	447, 500	
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900	
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200	
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500	
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900	
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200	
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500	
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800	
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400		
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700		
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000		
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600		
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			

63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				
86		294, 100	331, 700	352, 500				
87		294, 300	332, 000	352, 800				
88		294, 500	332, 300	353, 100				
89		294, 900	332, 600	353, 500				
90		295, 100	332, 800	353, 800				
91		295, 300	333, 200	354, 100				
92		295, 500	333, 500	354, 400				
93		295, 900	333, 700	354, 700				
94		296, 100	334, 000	355, 100				
95		296, 300	334, 300	355, 500				
96		296, 600	334, 600	355, 900				
97		296, 900	334, 800	356, 400				
98		297, 100	335, 100	356, 800				
99		297, 300	335, 400	357, 200				
100		297, 600	335, 600	357, 600				
101		297, 900	335, 800	358, 100				
102		298, 100	336, 000					

103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					
再雇用職員	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，病理細菌技術職員，臨床工学技士，視能訓練士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，救急救命士及びその他医療技術職員に適用する。

ロ 医療職本給表(二)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300

28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		

68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600			
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200			
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700			
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			

108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					

148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
再雇用職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 保健師，助産師，看護師及び准看護師に適用する。

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

(1) 一般職本給表(一)初任給基準表

選考		学歴免許等	初任給
採用試験	国立大学法人等職員採用試験，本学独自で行う採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	博士修了	1級50号給
		修士修了	1級35号給
		大学卒	1級25号給
	国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

備考 「本学独自で行う採用試験」とは，国立大学法人等職員採用試験と同等の選考過程により実施される試験とする。

(2) 一般職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級1号給

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
	大学卒	2級1号給

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級31号給
主幹教諭	修士課程修了	2級13号給
養護教諭	大学卒	2級1号給
栄養教諭	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級43号給
主幹教諭	修士課程修了	2級25号給
養護教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士	大学卒	2級1号給
作業療法士	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給

	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
救急救命士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
保健師	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第3 削除

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
職務の級が5級の職員	2	1	0	0	0
職務の級が4級以下の職員(55歳未満の者)	8	6	4	2	0
職務の級が4級以下の職員(55歳以上60歳未満の者)	4	3	2	1	0
職務の級が4級以下の職員(60歳以上の者)	2	1	0	0	0

備考 表中の「55歳未満」及び「60歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のものを、「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをいう。(以下の(2)から(4)の年齢において準用する。)

(2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(一)及び一般職本給表(二)を除く。)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
55 歳未満の者	8	6	4(医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3)	2	0
55 歳以上 57 歳未満の職員	4	3	2	1	0
57 歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
職務の級が8級以上の職員	2	1	0	0	0
職務の級が7級以下の職員(55歳未満の者)	8	6	4	2	0
職務の級が7級以下の職員(55歳以上57歳未満の者)	4	3	2	1	0
職務の級が7級以下の職員(57歳以上の者)	2	1	0	0	0

(4) 一般職本給表(二)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
57 歳未満の職員	8	6	4	2	0
57 歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第 5(第 13 条関係)

管理職手当額表

職務区分	本給表	金額(円)	備考
I 種	般(一)	94,000	ただし、再雇用職員等にあつては、79,800 円とする。
	教(一)	107,000	
	医(二)	88,000	ただし、再雇用職員等にあつては、75,800 円とする。
II 種	般(一)	73,000	ただし、再雇用職員等にあつては、56,200 円とする。
	教(一)	94,000	
	教(二)	74,000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	ただし、再雇用職員等にあつては、51,000 円とする。
	医(二)	69,000	ただし、再雇用職員等にあつては、51,000 円とする。
III 種	般(一)	62,000	ただし、再雇用職員等にあつては、56,200 円とする。
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65,000	
	医(二)	59,000	ただし、再雇用職員等にあつては、44,200 円とする。
IV 種	般(一)	50,000	ただし、再雇用職員等にあつては、36,900 円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57,000	
		33,000	教職調整額受給者
	教(三)	54,000	
		33,000	教職調整額受給者
V 種	教(一)	50,000	
VI 種	教(一)	40,000	
VII 種	教(一)	30,000	

別表第 6(第 24 条関係)

適用区分表及び調整基本額表

(1) 適用区分表

職員区分	調整数
① 教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生(医学を履修する 4 年の博士課程にあつては 5 人以上、それ以外にあつては 4 人以上)に対する研究指導に従事するもの	3
② 大学院担当教員のうち、主任として学生に対する研究指導に従事する者(前号に掲げる者を除く。)	2

③ 大学院担当教員のうち、大学院研究科において、講義、演習、実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者	1
④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。)	1
⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭及び養護教諭(授業を担当し、幼児、児童又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。)	1
⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給表適用者に限る。)	3
⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、副看護師長、看護師、准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限る。)	2
⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	2
⑬ 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診療放射線技術者助手	2
⑭ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び看護助手	1
⑮ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
⑯ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあつては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	1
⑰ 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー	1
⑱ 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円

3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	11,100 円
3 級	12,200 円
4 級	13,100 円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400 円
2 級	11,000 円
3 級	11,800 円
4 級	12,700 円

ヘ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円

5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

別表第 7(第 25 条関係)

初任給調整手当

期間の区分	金額
1 年未満	51,600 円
1 年以上 2 年未満	51,600 円
2 年以上 3 年未満	51,600 円
3 年以上 4 年未満	51,600 円
4 年以上 5 年未満	51,600 円
5 年以上 6 年未満	51,600 円
6 年以上 7 年未満	49,800 円
7 年以上 8 年未満	48,000 円
8 年以上 9 年未満	46,200 円
9 年以上 10 年未満	44,400 円
10 年以上 11 年未満	42,600 円
11 年以上 12 年未満	40,800 円
12 年以上 13 年未満	39,000 円
13 年以上 14 年未満	37,200 円
14 年以上 15 年未満	35,800 円
15 年以上 16 年未満	34,400 円
16 年以上 17 年未満	33,000 円
17 年以上 18 年未満	31,600 円
18 年以上 19 年未満	30,200 円
19 年以上 20 年未満	28,800 円
20 年以上 21 年未満	27,400 円
21 年以上 22 年未満	26,800 円
22 年以上 23 年未満	26,200 円

23 年以上 24 年未満	25,200 円
24 年以上 25 年未満	24,600 円
25 年以上 26 年未満	24,000 円
26 年以上 27 年未満	23,400 円
27 年以上 28 年未満	22,800 円
28 年以上 29 年未満	22,000 円
29 年以上 30 年未満	21,700 円
30 年以上 31 年未満	21,300 円
31 年以上 32 年未満	20,700 円
32 年以上 33 年未満	19,800 円
33 年以上 34 年未満	18,900 円
34 年以上 35 年未満	18,200 円

別表第 8(第 26 条関係)

義務教育等教員特別手当

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
29～32	2,700	3,500	6,100	7,700
33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
37～40	2,900	3,800	6,400	8,000
41～44	3,100	4,100	6,600	
45～48	3,200	4,300	6,800	
49～52	3,300	4,500	6,900	
53～56	3,400	4,800	7,000	
57～60	3,500	4,900	7,100	
61～64	3,600	5,100	7,200	
65～68	3,700	5,300	7,300	
69～72	3,800	5,400	7,400	
73～76	3,900	5,500	7,500	
77～80	4,000	5,600	7,500	

81～84	4, 100	5, 800		
85～88	4, 100	5, 900		
89～92	4, 200	6, 100		
93～96	4, 300	6, 200		
97～100	4, 400	6, 300		
101～104	4, 400	6, 400		
105～108	4, 500	6, 500		
109～112	4, 500	6, 600		
113～116	4, 600	6, 700		
117～120	4, 700	6, 800		
121～124	4, 700	6, 900		
125～128	4, 800	6, 900		
129～132	4, 900	6, 900		
133～136	4, 900	7, 000		
137～140	4, 900	7, 100		
141～144	5, 000	7, 100		
145～148	5, 100	7, 100		
149～153	5, 100			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位：円)

級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	2, 000	2, 100	4, 200	6, 800
5～8	2, 000	2, 300	4, 400	6, 900
9～12	2, 100	2, 400	4, 500	7, 100
13～16	2, 200	2, 500	4, 900	7, 200
17～20	2, 300	2, 600	5, 100	7, 400
21～24	2, 400	2, 800	5, 200	7, 500
25～28	2, 600	2, 900	5, 400	7, 600
29～32	2, 700	3, 000	5, 500	7, 700
33～36	2, 800	3, 200	5, 700	7, 900
37～40	2, 900	3, 300	5, 900	8, 000
41～44	3, 100	3, 500	6, 000	
45～48	3, 200	3, 700	6, 100	
49～52	3, 300	3, 800	6, 300	
53～56	3, 400	4, 100	6, 400	
57～60	3, 500	4, 300	6, 600	
61～64	3, 600	4, 500	6, 800	
65～68	3, 700	4, 800	6, 900	

69～72	3,800	4,900	7,000	
73～76	3,900	5,100	7,100	
77～80	4,000	5,300	7,200	
81～84	4,100	5,400	7,300	
85～88	4,100	5,500	7,400	
89～92	4,200	5,600	7,500	
93～96	4,300	5,800	7,500	
97～100	4,400	5,900		
101～104	4,400	6,100		
105～108	4,500	6,200		
109～112	4,500	6,300		
113～116	4,600	6,400		
117～120	4,700	6,500		
121～124	4,700	6,600		
125～128	4,800	6,700		
129～132		6,800		
133～144		6,900		
145～148		7,000		
149～157		7,100		

別表第9(第30条関係)

期末手当

(1) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職(一)	5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級の職員	100分の10(別に定める職員にあっては100分の15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

教育職 (二)	4 級の職員	100 分の 15
教育職 (三)	3 級の職員	100 分の 10
	2 級の職員(別に定める職員に限る。)	100 分の 10(別に定める職員に限る。)
		100 分の 5

3) 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8 級・7 級・6 級の職員	100 分の 15
	5 級の職員	100 分の 10
	4 級・3 級の職員	100 分の 5
	2 級の職員(別に定める職員に限る。)	100 分の 5
医療職(二)	7 級・6 級の職員	100 分の 15
	5 級・4 級の職員	100 分の 10
	3 級の職員	100 分の 5
	2 級の職員(別に定める職員に限る。)	100 分の 5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額割増率

1) 一般職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第 2 条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第 2 条の区分 II 種の職員	100 分の 10

2) 教育職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第 2 条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第 2 条の区分 II 種の職員	100 分の 10

3) 医療職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第 2 条の区分 II 種の職員	100 分の 10
医療職(二)	管理職手当支給細則第 2 条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第 2 条の区分 II 種の職員	100 分の 10

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表第 10(第 31 条関係)

勤勉手当

(1) 成績率

ア 再雇用職員等以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	50%	50%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	40%

イ 再雇用職員等

区分	割合	
	6 月期	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	51.5%	51.5%
勤務成績が良好な職員	48%	48%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%	25%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%	20%

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0 日	0